

## 年金 2 (問題)

### 【 第 I 部 】

問題 1. 次の (1) ~ (5) の各問に答えなさい。[解答は解答用紙の所定の欄に記入すること]

(1) 5 点、(2) 8 点、(3) 7 点、(4) (5) 各 5 点 (計 30 点)

(1) 次のア～オの記述について、内容の正しいものには○を、誤っているものには×を記入するとともに、誤っている場合は正しい内容に改めなさい。

- ア 給付区分別途積立金は、設立事業所の増加に伴い受換する資産額が増加時における当該設立事業所の数理債務の額及び最低責任準備金の額の合計額を上回る場合に、当該設立事業所の積立金として積み立てる勘定科目である。
- イ 収益及び費用の認識の原則である発生主義とは、掛金又は徴収金を徴収する権利が発生した時点でこれを収益と認識し、また、支払日が到来した時点でこれを費用と認識することである。
- ウ 存続連合会が解散したときは、解散した日までに支給すべきであった年金若しくは一時金たる給付でまだ支給していないものの支給又は解散した日までに移換すべきであった年金給付等積立金若しくは積立金でまだ移換していないものの移換に関する義務を除き、その一切の権利及び義務は、その時において連合会が承継する。
- エ 厚生年金の被保険者である老齢厚生年金の受給権者が平成 27 年 12 月 31 日の退職により事業所に使用されなくなり平成 28 年 1 月 1 日に被保険者の資格を喪失したため、平成 28 年 1 月前の被保険者であった期間を計算の基礎として平成 28 年 2 月から老齢厚生年金の額が改定された。
- オ 60 歳以上の被用者については、当該被用者の基本月額と総報酬月額相当額に応じて、厚生年金本体からの支給される報酬比例部分の年金の全部または一部を支給停止する。具体的には、平成 27 年 4 月においては、65 歳以上の被用者について、基本月額と総報酬月額相当額の合計のうち 47 万円を超過する部分すべてが支給停止額となる。

- (2) 「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律等の施行について（平成二十六年三月二十四日年発 0324 第 1 号）」における厚生年金基金（以下、「基金」という。）の制度改正に伴う上乗せ給付の再建について、次の  ～  の空欄に当てはまる適切な語句を記入しなさい。

### 第一 改正の趣旨

1. 制度改正の趣旨等（略）
2. 今回の制度改正の内容（略）
3. 上乗せ給付の再建について

#### (1) 上乗せ給付再建の意義

上乗せ給付を再建することは、加入員・受給者の  に加え、事業主にとっても、 上や人材確保上のメリットがあると考えられる。

今般の制度改正においては、上乗せ給付の再建を円滑に行えるように法令通達上の様々な手当てが実施されることとなっている。基金において今後の方向性を議論されるに際しては、 の観点の重要性に鑑み、上乗せ給付再建を主要議題として議論することが重要である。

#### (2) 関係当事者間の議論の重要性

基金の今後のあり方が適切に検討されるためには、運営状況・財政状況・ の状況等を含めた基金の現状について、基金の関係当事者に十分かつ適切な情報開示がされた上で、上乗せ給付を再建する場合の給付・負担の水準、関係者の責任、運営に要するコストなどが具体的な選択肢として提示され、労使をはじめとする関係当事者間で議論が行われることが必要である。

#### (3) 上乗せ給付再建の具体的な形態

上乗せ給付の詳細な設計に際してはキャッシュ・フロー面にも配慮が必要となるが、発足時の積立不足の  等を活用すれば、現行と同じ負担額の場合、現行より  を下げて確定給付企業年金により上乗せ給付を再建することも選択肢となるものと期待される。

全体的に、今般の制度改正に伴う上乗せ給付再建については、確定給付企業年金において  や  といった、資産運用等に係るリスクをより抑える柔軟な給付設計が認められるほか、中小企業退職金共済制度への資金の移換や、 が発生している状態での確定拠出年金への資金移換が可能となっている。

（略）

（略）

(3) 「厚生年金基金設立認可基準取扱要領の第二(年金たる給付及び一時金たる給付に関する事項)」  
における加算年金の額の算定について、次の  ～  の空欄に当てはまる適切な語句を  
記入しなさい

三 加算型の給付設計を定める場合にあつては、次によるものであること。

(1)～(4) (略)

(5) 加算年金の額の算定等

① (略)

② 前記①のア～ウに規定する規約で定める数値は、支給する加算給付ごとに、次のア～  
ケに掲げるものに応じて定めるものであつて、その算定に用いる予定利率及び予定死亡  
率は、それぞれ、前回の財政計算の基準日以降の日における下限予定利率のうち、最も  
低い下限予定利率を下回らない範囲で定めた率(ただし、前記①のウに掲げる加算年金  
の額の算定方法を用いて後記(6)に掲げる加算年金の額の改定を行う場合その他これに  
類する場合又はエの場合については、零を下回らない範囲で定めた率とすることができ  
ること。(略)

ア

イ

ウ  ( を定めた場合に限る。)

エ  でなくなったときから、加算年金の支給要件を満たすまでの期間(加算年  
金の額に当該期間に係る  を加算することとなっている場合に限る。)

オ 加算年金の受給権者が死亡した場合に、その遺族に支給される遺族給付金の給付  
設計(規約において、加算年金の受給権者がその遺族に支給される遺族給付金の給  
付設計を選択できることを定めた場合に限る。)

カ  でなくなった

キ  でなくなった日の

ク (略)

ケ (略)

(略)

(6)～(10) (略)

- (4) 「厚生年金基金の解散及び移行認可について（平成九年三月三十一日年発第 1682 号）」の別紙「厚生年金基金解散・移行認可基準」における、解散した厚生年金基金（以下、「基金」という。）の残余財産の交付または移換する場合の手続きについて、次の  A ~  E の空欄に当てはまる適切な語句を記入しなさい。なお、 A ~  D については、下の選択肢（ア）～（オ）の中から選び記号で答えなさい。（同じ選択肢を複数回使用してよい。）

## 第六 解散した基金の残余財産の交付または移換する場合の手続

### 一 確定給付企業年金への交付の同意

資産管理運用機関等へ交付を申し出る場合は、次に掲げる者の同意を得ていること。

なお、解散基金加入員等が使用される設立事業所が二以上であるときは、(1)及び(2)の同意は、各設立事業所について得なければならない。

#### (1) 事業主の同意

解散基金加入員等が使用される設立事業所の事業主の  A を得ていること。

#### (2) 加入員の同意

設立事業所の事業主に使用される加入員の  B を得ていること。

#### (3) 加入員であった者又はその遺族の同意

加入員であった者又はその遺族に分配すべき残余財産の交付を申し出る場合には、当該加入員であった者又はその遺族の  C を得なければならない。

### 二 確定拠出年金への移換の同意

確定拠出年金法（平成十三年法律第八八号）第二条第二項に規定する企業型年金（以下「企業型年金」という。）の同条第七項第一号ロに規定する資産管理機関（以下「資産管理機関」という。）へ残余財産を移換しようとする場合は、資産の移換を行うことができる解散基金加入員となるべき者の  D を得ていること。

なお、当該企業型年金が実施される設立事業所が二以上あるときは、当該解散基金加入員となるべき者の同意は、各設立事業所について得なければならないこと。

### 三 一又は二の同意書の提出

資産管理運用機関等への交付又は資産管理機関への移換に係る同意については、当該解散基金が  E をする際に添付すること。

#### 【選択肢】

- (ア) 同意                              (イ) 四分の三以上の同意      (ウ) 三分の二以上の同意  
(エ) 二分の一以上の同意      (オ) 三分の一以上の同意

(5) 次は、平成 16 年以降の公的年金一元化に関する記述である。次の  ～  の空欄に当てはまる適当な語句を下の選択肢(ア)～(シ)の中から選び記号で答えなさい。

平成 16 年改正では、国民年金法等の一部を改正する法律（平成 16 年法律第 104 号）附則第 3 条第 2 項に「公的年金制度についての見直しを行うにあたっては、公的年金制度の一元化を展望し、体系の在り方について検討を行うものとする」旨の規定が設けられた。

それ以後、政府・与党で協議・検討が行われ、平成 18 年 4 月の閣議決定「制度の一元化等に関する基本方針について」、同年 12 月の政府・与党合意「一元化の基本的な方針と進め方について」に基づき、今後の制度の成熟化、少子高齢化の一層の進展等に備え、の範囲を拡大して制度の安定性を高めるとともに、民間被用者及び公務員を通じ、将来に向けて、の公平性を確保する「制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案」が平成 19 年 4 月に国会に提出されたが、審議入りすることなく、平成 21 年 7 月の衆議院解散に伴い廃案となった。

平成 22 年 10 月以降、の充実・安定化とそのため安定財源の確保と財政の健全化を目指し、と税の一体改革が進められてきたが、平成 24 年 2 月に閣議決定された「・税一体改革大綱について」において、一元化について、平成 19 年に提出された法案をベースに具体的内容を検討し、関係省庁間で調整の上、平成 24 年通常国会に提出することとされ、平成 24 年 4 月、平成 19 年に提出された法案と基本的に同じ内容の「制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案」（一元化法案）が国会に提出され、同年 8 月に成立、平成 27 年 10 月に施行されることとなった。

なお、は、このような制度の一元化の流れの中で、そのときどきの要請に応じ、制度の安定性や公平性に関する検証や評価を行うなど、一定の役割を果たしてきた。

【選択肢】

- |                   |                      |
|-------------------|----------------------|
| (ア) 社会保障審議会年金数理部会 | (イ) 公的年金の給付水準        |
| (ウ) 被保険者の適用       | (エ) 厚生年金             |
| (オ) 共済年金          | (カ) 社会保障             |
| (キ) 年金財政          | (ク) 公益社団法人日本アクチュアリー会 |
| (ケ) 保険料負担及び保険給付   | (コ) 被用者年金            |
| (サ) 公的年金          | (シ) 官民格差             |

問題 2. 厚生年金基金（以下、「基金」という。）に関する次の（1）～（3）の各問に答えなさい。

[解答は解答用紙の所定の欄に記入すること]

（1） 6 点、（2） 6 点、（3） 8 点 （計 20 点）

（1） 基金の加入員が負担する掛金に関する定めについて、次の①、②の各問に答えなさい。

- ① 加算部分の加入員の負担について定められていることを述べなさい。
- ② 加算部分の掛金の一部を加入員負担としている基金が代行返上により確定給付企業年金に移行する場合の留意点について述べなさい。なお、税務上の留意点については記載しないこと。

（2） 最低責任準備金に関して、次の①、②の各問に答えなさい。

- ① 平成 26 年法改正前の 7 号、改正前の 8 号、および、みなし 7 号について、相違点を明らかにしながら簡記しなさい。
- ② 平成 26 年度以降の財政検証に使用する最低責任準備金について、従来からの変更点を簡記しなさい。また、平成 30 年度までの解散時（特例解散を除く）に使用できる最低責任準備金との違いについて簡記しなさい。

（3） 総合設立の基金の一部設立事業所のみが確定給付企業年金に移行する次の 4 つのパターンについて、それぞれ特徴を簡記しなさい。

- ① 一部事業所が任意脱退し、残りの事業所が代行返上して確定給付企業年金の実施事業所となる。
- ② 先行して確定給付企業年金に移行したいと考えている一部事業所が、直接、権利義務の移転によって確定給付企業年金へ移行する。
- ③ 確定給付企業年金を実施する予定の事業所とそれ以外の事業所に基金を分割した上で代行返上する。
- ④ 解散し、確定給付企業年金の実施予定事業所の残余財産を確定給付企業年金に交付し、移行する。

余白ページ

## 【 第Ⅱ部 】

問題 3. 以下は、ある厚生年金基金（以下、「基金」という。）の加入員 A の解散日時点における状況と、当該基金の解散日時点における状況および給付設計内容について記載したものである。解散時の最低積立基準額に関連する、次の（1）～（3）の各問に答えなさい。

（10 点）

- ✓ 加入員 A の解散日時点における状況
  - ・ 20 歳加入で現在 40 歳（加入 20 年）
  - ・ 平均標準給与額 45 万円、加算部分の給与月額 30 万円
  - ・ 直近の再計算時の予定昇給指数による標準退職年齢時の平均標準給与額 55 万円
  - ・ 同加算部分の給与月額 45 万円
- ✓ 基金の解散日時点における状況
  - ・ 年金給付等積立金の額           : 200 億円
  - ・ 最低積立基準額                 : 280 億円（うち基本上乗せ部分：18 億円）
  - ・ 最低責任準備金の額           : 120 億円
- ✓ 給付設計内容
  - 【基本部分】
  - ・ 年金額 = 平均標準給与額 × 6.000 / 1000 × 加入月数
  - ・ 60 歳支給開始、終身年金
  - 【加算部分】
  - <加入期間 20 年以上>
  - ・ 年金額 = 給与月額 × 年金支給乗率（別表 1） × 据置乗率（別表 2）
  - ・ 60 歳支給開始、15 年保証付終身年金
  - ・ 選択一時金額 = 年金額 × 選択一時金乗率（別表 3）
  - <加入期間 20 年未満>
  - ・ 一時金額 = 給与月額 × 一時金支給乗率（別表 4）
- ✓ 標準退職年齢 55 歳
- ✓ 最低保全給付は、標準退職年齢を使用する方法で算定する。



別表 1  
年金支給乗率

加入期間	支給乗率
20 年	1.5
25 年	1.7
30 年	3.0
35 年	3.5
40 年	4.0

別表 2  
据置乗率  
(年 5.5%)

退職年齢	据置乗率
40 歳	2.918
45 歳	2.232
50 歳	1.708
55 歳	1.307
60 歳	1.000

別表 3  
選択一時金乗率  
(年 5.5%)

選択年齢	乗率
40 歳	3.53
45 歳	4.62
50 歳	6.04
55 歳	7.88
60 歳	10.31

別表 4  
一時金支給乗率

加入期間	支給乗率
5 年	3.0
10 年	5.0
15 年	10.0
20 年	15.0

加算部分の最低積立基準額の算定に用いる予定利率 (1.9%) による現価率

解散時年齢	加算年金現価率	(選択) 一時金現価率
40 歳	13.5491	0.75
45 歳	14.9172	0.83
50 歳	16.4428	0.91
55 歳	18.1602	1.00
60 歳	20.1212	1.00

- (1) 加入員 A の基本部分および加算部分の最低保全給付をそれぞれ計算しなさい。なお、解答にあたっては算出過程を示すこと。また、金額の計算において端数が生じる場合には、1 円未満を四捨五入すること。
- (2) 上乗せ部分の最低積立基準額の算定に用いる予定利率の決定についての留意点を簡記しなさい。
- (3) この基金は、残余財産の分配方法を、上乗せ部分の最低積立基準額に相当する額で按分する方法から、解散日に退職したとした場合の選択一時金の額 (年金受給者・受給待期脱退者については解散日の残余保証期間に係る選択一時金の額、加入期間 20 年未満の加入員については脱退一時金の額) で按分することに変更することを検討している。(変更後は選択一時金の額でのみ按分し、基本部分の上乗せ部分の最低積立基準額は使用しない。)
- ① 加入員 A の変更前後の分配金額を計算しなさい。解答は千円単位とする。ここで、解散日時点の選択一時金および脱退一時金の総額は 100 億円、加入員 A の基本部分の上乗せ部分の最低積立基準額は 531 千円とする。なお、解答にあたっては算出過程を示すこと。また、金額の計算において端数が生じる場合には、千円未満を四捨五入すること。
- ② この分配方法の変更の影響について触れながら、変更にあたっての留意点を簡記しなさい。

問題 4. 次の A、B のいずれかを選択し解答しなさい。[解答は汎用の解答用紙に記入し、3 枚以内とすること。4 枚以上解答した場合、4 枚目以降については採点の対象外とする。]

(40 点)

A. 平成 26 年 4 月 1 日に「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第 63 号)」が施行され、厚生年金基金制度は原則廃止され、経過的に存続するものとなった。厚生年金基金制度の最大の特徴は厚生年金本体の給付の一部を代行する部分にあるが、免除保険料制度や最低責任準備金といった仕組みや代行制度が厚生年金基金に果たしてきた役割について簡単に説明したうえで、代行制度が厚生年金本体に与えてきた影響について所見を述べなさい。

B. 厚生年金基金の財政運営上について、掛金の観点から、次の(1)、(2)の各問に答えなさい。

(1) プラスアルファ部分の標準掛金、特別掛金、特例掛金について、それぞれの目的と特徴について簡記しなさい。

(2) 健全な財政運営及び柔軟な掛金拠出の観点から上記(1)の掛金をどのように活用することが望ましいと考えるか述べなさい。なお、法令通知上改善する余地があると考えることがあればその点についても記載すること。

以上

年金2解答例

【第I部】

問題1

(1)	設問	○か×を記入	×の場合に正しい内容を記入
	ア	×	「給付区分別途積立金」を「承継事業所償却積立金」とする。
	イ	×	「支払日が到来した時点」を「給付を支払う義務が発生した時点」とする。
	ウ	×	基金中途脱退者等に分配する義務についても除く必要がある。
	エ	×	「平成28年2月」を「平成28年1月」とする。
	オ	×	「すべて」を「1/2相当」とする。

(2)	A	受給権の保護	B	税務・会計
	C	ガバナンス	D	償却期間の延長
	E	予定利回り	F	確定年金 (※FとGは順不同)
	G	キャッシュバランスプラン (※FとGは順不同)	H	積立不足

(3)	A	支給開始年齢 (※AとBは順不同)	B	支給期間 (※AとBは順不同)
	C	保証期間	D	加算適用加入員
	E	利子相当額	F	事由
	G	年齢		

(4)	A	(ア)	B	(エ)
	C	(ア)	D	(エ)
	E	財産目録等の承認申請		

(5)	A	(コ)	B	(キ)
	C	(ケ)	D	(カ)
	E	(ア)		

問題 2

(1)

①
原則事業主と加入員で折半、ただし加入員の掛金が免除保険料率の2分の1を下回らない範囲で事業主の割合を増加できる。
加算部分の掛金の一部を加入員が負担する場合に、若年加入員の負担能力が著しく低いと認められる場合、または調整する退職金規程等の内容の変更が困難な場合には、加入員が負担を開始する期間について、一定の待期を設け、待期期間中は全額事業主負担とすることができる。ただし、待期期間は年齢で設ける場合には35歳以下、加算適用加入員期間で設ける場合には10年以下としなければならない。

②
確定給付企業年金では、事業主負担が原則で、同意を得た加入者に限り加入者負担が可能となり、加入者負担を強制することはできない。したがって、厚生年金基金の上乗せ部分に加入員負担がある場合、代行返上後の制度設計を行うにあたっては、加入者負担をしない者の給付について定める必要がある。なお、確定給付企業年金では、掛金を負担する者としいない者では、給付の額に、掛金負担額に相当する程度の差を設ける必要があるため、厚生年金基金では可能である標準掛金以外の掛金の加入員の一部負担は基本的には困難である。

問題 2

(2)

①
(7号方式) 厚生年金本体と全く同じ停止をした場合の代行給付相当額を算出するもの
(8号方式) 代行年金額に対し、一律0.875を乗じた額とするもの
(みなし7号方式) 在職老齢年金および雇用保険との調整については実績を用い、それ以外については、代行年金額に対し、一律0.988を乗じた額とする。なお、この方式は平成26年法改正により認められた。

②
・最低責任準備金の利息について、厚生年金本体の実績利回りの適用時期のずれ(期ズレ)が継続基準は期ズレなしと非継続基準は期ズレありと異なっていた。これを期に期ズレなしに一本化されることとなった。
・8号方式において、年齢階級3区分別に係数を設定。平成26年4月※以降から適用。(※平成17年4月以降の任意の月まで遡及可能)
・解散時の最低責任準備金を算定する際は、期ズレの反映の有無、代行給付相当額の算出方法を4種類(7号方式、みなし7号方式、法改正前の8号方式、法改正後の8号方式)から選択することが可能。

問題 2

(3)

①
<ul style="list-style-type: none"><li>・一部の事業所が先に一括拠出を行って脱退することを望む場合に活用することが考えられる。</li><li>・任意脱退を行う前に任意脱退事業所の給付減額を行うことにより、任意脱退事業所の掛金の一括拠出額を減少させることは可能。</li><li>・任意脱退事業所の受給者・待期者分はDBが承継する。</li></ul>

②
<ul style="list-style-type: none"><li>・受給者・待期者については、同意して確定給付企業年金に移転する人以外は、引き続き厚年基金から支給。</li><li>・DB移行後は当該DBは給付の支給に関する権利義務を承継。</li><li>・移転により移転しない他の事業所の掛金が増加する場合は移転事業所が増加分を一括拠出。</li></ul>

③
<ul style="list-style-type: none"><li>・厚年基金を先に二つに分割した上で、片方の基金が代行返上してDBに移行する。</li><li>・受給者・待期者については、分割時にそれぞれの厚年基金に移転される。</li></ul>

④
<ul style="list-style-type: none"><li>・DBに残余財産を分配し、この財産をもとにDBから給付を行う。</li><li>・厚年基金の規約にあらかじめ残余財産の交付を行う旨規定。</li><li>・DBの規約にあらかじめ残余財産の交付を受ける旨規定。</li><li>・受給者・待期者については、同意してDBに残余財産を移換する人以外は分配される。</li><li>・DB移行後の給付設計は自由(権利義務は承継されない)。</li></ul>

【第Ⅱ部】

問題 3

(1)

<b>【基本部分】</b>	
・標準給付	: $45\text{万円} \times 6.0/1000 \times 420 = 1,134,000\text{円}$
・按分率	: $20\text{年} \div 35\text{年} = 0.571429$
・最低保全給付	: $1,134,000\text{円} \times 0.571429 = 648,000\text{円}$
<b>【加算部分】</b>	
・標準給付（暫定）	: $30\text{万円} \times 3.5 \times 1.307 = 1,372,350\text{円}$
・年金現価相当額	: $1,372,350\text{円} \times 13.5491 = 18,594,107\text{円}$
・選択一時金現価	: $1,372,350\text{円} \times 7.88 \times 0.75 = 8,110,589\text{円}$
年金現価相当額 > 選択一時金現価なので、年金による標準給付になる。	
・按分率	: $1.5 \div 3.5 = 0.428571$
・最低保全給付	: $1,372,350\text{円} \times 0.428571 = 588,150\text{円}$

(2)

最低積立基準額の算定に用いる予定利率に、「0.8以上1.2以下の数」に相当する数値を設定するときは、最低積立基準額が基金が解散した場合における残余財産の分配額の算定基礎等となること、及び、平成25年改正法施行後5年経過後は当該数値の設定が行われなくなる予定であることから、その設定の根拠及び最低積立基準額に及ぼす影響について、労使間や代議員会において十分な検討を行っている必要があり、加入員及び受給者等に対して十分な情報提供を行うこと。

問題 3

(3)

①<変更前の分配額>
加入員Aの最低積立基準額は、8,500千円(588,150円×13.5491+531千円)
$(200\text{億円}-120\text{億円}) \times 8,500\text{千円} \div (280\text{億円}-120\text{億円}) = 4,250\text{千円}$
<変更後の分配額>
解散日に加入員Aが退職した場合の選択一時金額は、
4,635千円(30万円×1.5×2.918×3.53)
$(200\text{億円}-120\text{億円}) \times 4,635\text{千円} \div 100\text{億円} = 3,708\text{千円}$
② 加入員について年金受給資格の有無により選択(脱退)一時金額と最低積立基準額の大小が逆転しており、分配額にも同様の影響が生じている。また、年金受給資格のある加入員についても、受給権者に比べると、加入員の最低積立基準額は解散日から標準退職年齢までの据置利息が考慮されないため、最低積立基準額が小さくなり、分配額にも同様の影響が生じている。
選択一時金による分配に変更することにより、これらの差異を解消することが可能である。ただし、保証期間を経過している年金受給資格者の分配額がゼロとなるなど、変更前後で分配額に大きな差が発生することに留意が必要である。
このことを踏まえ、年金受給者、受給待期脱退者及び加入員に対して、予め十分な説明を行う必要がある。



#### 問題 4. A

##### 【解答のポイント】

- ① 厚生年金基金の給付する代行部分が厚生年金本体の給付の一部であることとその分に相当する免除保険料を厚生年金本体ではなく厚生年金基金に納付すること
- ② 利差、死差が厚生年金基金と厚生年金本体の財政に影響を与えること
- ③ 最低責任準備金の算定方式が転がし方式に変更され両者の財政は中立になったことに言及されていることを必須とし、最低の合格ラインとする。このほかの事項について記載があり内容が正しければ加点する。

##### 【解答例】

厚生年金基金制度はいわゆる厚生年金の一万円年金実現となった昭和40年改正時に導入されたものである。本改正は報酬比例部分の乗率を引上げることにより大幅な給付改善を行うものであったが、退職金との関係で経営者団体の反対があり、退職金との調整を図るという形で、報酬比例部分を厚生年金基金（以下「基金」という。）に外出しさらに上乗せ年金を支給する制度として発足した。このため当時存在していた税制適格年金に対して、調整年金と呼ばれる時代もあった。

改正の議論を通じて、当初は基金創設による報酬比例部分の適用除外というものから、基金解散時に一定の積立金を厚生年金本体に返還することにより報酬比例部分を受給する権利が厚生年金本体に戻る仕組みとなった。このため、基金は厚生年金本体の給付の一部を代行するという性格となり、その代行する部分は基金の代行部分と呼ばれることとなった。

基金を設立すると、基金設立事業所の事業主は厚生年金保険料の一部を国へ納付することが免除される。この部分を免除保険料と呼び、この部分に係る保険料率を免除保険料率と呼ぶ。基金設立事業所の事業主は、この免除保険料を国ではなく基金に納付し、基金は納付された保険料を積立金として運用することにより将来の代行部分を支給するための原資とする。

制度発足当初は、免除保険料率は厚生年金本体の報酬比例部分の保険料率として一律に定められていたが、その後再評価物価スライド制が導入される際に、再評価物価スライド前の報酬比例部分の給付相当分の保険料率として一律に定められるようになり平成8年の基金ごとの個別免除保険料率制度導入前まで継続された。

一律か個別かの違いはあるにせよ、保険料率の算定方式はいわゆる開放基金方式が継続して用いられていた。これは加入者数を将来にわたり一定とし将来の加入期間に必要な保険料率を求めるもので

ある。厚生年金本体が積立方式を指向していた昭和40年当時、被保険者数増大が見込まれる中で保守的な保険料率設定を行うための算定方式がその後も引継がれていたものである。また、予定利率も伝統的な5.5%が平成16年改正まで用い続けられた。

こうした免除保険料を積立金として運用することにより基金は代行部分の給付を行ってきた。この仕組みにより、上乗せ給付分と代行部分の積立金を同時に運用することとなり、資金運用の面ではスケールメリットを得られ、また5.5%以上の運用益については給付改善の財源として利用できるなどの利点があった。また、厚生年金本体の積立金は全額資金運用部に預託され政府の財政投融资の資金となっていたが、基金の代行部分の積立金は民間運用できたので、民間投資の資金源となっていた。

一方で、基金の解散時に厚生年金本体へ移換する積立金、いわゆる最低責任準備金の額の算定方法については、代行部分の年金額に年齢別の給付現価率を乗じる方式が長く採用されていたが、平成11年の公的年金の保険料率の凍結を機に、それまでの最低責任準備金の額にそれ以降の免除保険料及び運用収入並びに代行部分の給付額を加減して求める方法が導入された。この方式は俗に「転がし方式」と呼ばれ、保険料率凍結期間中の暫定措置と位置づけられていたが平成16年改正により恒久的な制度として取り入れられた。

以上が基金の代行制度の仕組みや役割の概観である。以下では、こうした代行制度が厚生年金本体の財政に与えてきた影響について論ずる。

#### （一律の免除保険料率）

基金制度発足から約30年間免除保険料率は一律であった。このため、代行部分の給付に必要な保険料率（代行料率）が一律の免除保険料率より低い集団が基金を設立すると免除保険料で代行部分以外の給付も行えるようになる。これは利差益と並んで基金にとってメリットとなっていた。逆に厚生年金本体にとってはデメリットになっていた。ただし、個別の免除保険料率が導入される直前には、代行料率が免除保険料率を上回る基金もあったので、長期的な観点で一律の免除保険料率が厚生年金本体の財政へ与えた影響がプラスであるかマイナスであるかは一概に論ずることはできない。

#### （現価率による最低責任準備金）

厚生年金本体の財政再計算ごとに新死亡率に基づく現価率が告示され、過去に基金が受け取った免除保険料に対して遡及的に清算する制度がないにもかかわらず、新現価率を乗じて最低責任準備金を算定することとなっていたため、基金は死差損を負担する必要があった。この部分は基金にとってはデメリットであり、厚生年金本体にとってはメリットであった。ただし、厚生年金本体がこのメリット受けるのは基金が解散したときになるため、実際にメリット受けるのは限定的であった。

#### （利差益）

基金制度発足から約30年間にわたり、基金の平均運用利回りは厚生年金本体を上回っていたので、基金が設立しなければ得られたであろう利差益分を厚生年金本体は逸していた。ただし、基金は最低責任準備金の現価率の見直しに伴う死差益の負担をすることとなっていたので両者の大小抜きに影響を論ずることは困難である。

#### （個別の免除保険料率）

上下限が設定されたものの、基金の実情にあった免除保険料率が設定されるようになってからは、免除保険料制度の厚生年金本体の財政へ与える影響はより小さなものになった。

#### （転がし方式による最低責任準備金）

現価率を用いる方式では死差損の負担や利差益の享受という形で基金と厚生年金本体の財政に影響を与えていたが、転がし方式が採用されたことにより最低責任準備金は基金を設立しなければ得られたであろう積立金の額を解散基金から受け取ることとなったので財政的には中立なものになった。

以上で論じたように、基金の代行制度は厚生年金本体と財政中立となるような改正を重ねてきた。特に平成11年の保険料率の凍結以後、財政的中立はより強化されたものとなっている。にもかかわらず、これ以降に代行返上といった流れが出てきたのは、基金と厚生年金本体との間の財政的な問題ではなく、退職給付債務に代行部分を含めるという会計制度の変更が原因であったといわざるを得な

い。また、大きな運用損失が発生するという問題が発生し、基金制度廃止のきっかけとなったが、代行制度そのもののというより基金の資産運用に対する理解の欠如といった関係者の質に由来するものであると思われる。

いずれにせよ、基金の代行制度は厚生年金本体との財政的な問題とは直接関係しないことが原因となって幕を下ろすことになった。これまでの基金関係者の制度存続に向けた努力には敬意を表したい。

#### 問題 4. B

##### 【解答のポイント】

##### (1) 目的と特徴

標準掛金、特別掛金及び特例掛金について、法令通知・教科書に則った記述をすること。

特別掛金の償却方法及び特例掛金の掛金種類に言及すること。

##### (2) 掛金の望ましい活用

各掛金を役割の観点から整理すること。

現行の枠組みでも、適切な掛金拠出を行えば財政運営を健全に保つことができること。

(ただし、この点は様々な議論があってもよいと考えます。)

##### (3) 法令通知上の改善余地

実際には多くの企業年金制度で積立不足が拡大し財政運営がうまく行かなかったこと。

この背景には、資産運用リスクの顕在化を掛金拠出で補うことが事業主にとって極めて重い負担となる状況と発生した積立不足についてはこれを事後的に償却するという構造があること。

これに対応するには、リスク評価に基づく事前又は柔軟な掛金拠出を財政運営の仕組みに導入することが望ましいこと。

(上記のような論旨展開により、現在の企業年金部会で検討されているリスク対応掛金のような考え方が導出されると考えます。)

## 【解答例】

### (1) 目的と特徴

掛金は標準掛金、補足掛金及びその他の掛金から成り、更に、補足掛金は特別掛金及び特例掛金から成る。まず、問題に示された3種類の掛金について、それぞれ目的と特徴を述べる。

#### (標準掛金)

目的 将来期間に係る給付に要する費用を賄うもの。

特徴 原則として、将来にわたって平準的に徴収することが必要であり、かつ、設立事業所に使用されることにより加入員となる者に係る標準掛金収入現価が給付現価を下回らないように設定することが必要であること。

#### (特別掛金)

目的 標準掛金が将来にわたって財政の均衡を保つための水準に満たない場合にこれを補うもの。  
具体的には、継続基準上の積立不足である未償却過去勤務債務を償却するもの。

特徴 原則として、未償却過去勤務債務を3年以上20年以内で償却する掛金を設定する必要があること。償却方法には、元利均等償却、弾力償却、定額償却、定率償却及び段階引上償却の5種類があること。

#### (特例掛金)

目的 標準掛金が将来にわたって財政の均衡を保つための水準に満たない場合にこれを補うもの。  
特に、短期的な観点からの財政悪化を防ぐこと。

特徴 次回再計算までに不足が発生すると見込まれる場合のその不足金に対する掛金、予算上見込まれる当年度不足の額の範囲で設定する掛金、非継続基準に抵触することに伴い設定する掛金の3種類が主なものとして挙げられること。また、平成25年改正により解散又は代行返上計画を実施する場合に計画と実績の乖離に応じて設定する特例掛金が導入された。  
その他、事業所減少時に当該減少する事業所から徴収する掛金や解散又は代行返上時に不足額を解消するために設定される掛金も特例掛金に含まれる。

### (2) 掛金の望ましい活用

まず、掛金の望ましい活用を考えるために(1)で述べた掛金を役割の観点から整理すると、将来期間に係る給付に要する費用を賄う掛金、発生した積立不足を事後的に償却する掛金、将来発生する積立不足を事前に回避するための掛金の3つに分けることができる。

次に、これらと財政運営の基本的な考え方である「適正な年金数理に基づく主体的な財政運営」、  
「定期的な財政運営の見直し」、「毎事業年度末の財政検証」を合わせて考えると、掛金の望ましい活用は以下のサイクルを継続することだと言える。

- ① 財政再計算において、保守的な基礎率に基づく標準掛金、償却期間を可能な限り短く設定した特別掛金及び当面の運用見通しや基金の人員構成の変化の予測に基づく次回再計算までに発生すると見込まれる不足に対応する特例掛金を設定する。なおこの際、年金ALMを実施し、より長期的な見通しに関する情報を入手し活用することで、より計画的で無理のない掛金水準を検討することができる。
- ② 予算において、翌年度の運用見通しや基金の人員構成の変化の予測に基づき、現在設定されている掛金で当年度不足が発生しないかを確認し必要に応じ特例掛金を設定する。
- ③ 財政検証において、財政検証結果に基づき早期に積立不足を解消すべく特別掛金又は特例掛金を設定する。なお、この際、財政運営基準上では掛金引上が回避できる場合でも、積立不足の解消のために積極的に掛金拠出を行うことが望ましい。

このような掛金設定のサイクルが実現されれば、財政状況を良好に保つことができ、結果として積立不足により将来の給付支払いや企業年金制度の存続が危ぶまれるという状況に陥ることはないと考えられる。

### (3) 法令通知上の改善余地

しかし実際には、多くの企業年金制度が簡単には解消できない積立不足を長期にわたって抱える結果となった。厚生年金基金ではこの結果、代行割れという深刻な事態に陥るケースもあった。

こうした状況は、金融市場のボラティリティの増大、低金利の長期化に伴う確実に得られる利息収入の低下及び高齢化の進行に伴う基金の成熟度の上昇により、掛金を引上げて積立不足を解消することが難しくなったことによると考えられる。これからの企業年金制度においても同様の社会経済環境の中で財政運営を行う必要があることを踏まえると、従来の枠組を変えることが必要であろう。

以下では現在の課題を整理し、新しい仕組みのアイデアを述べる。

#### (課題)

- ・ 今後の運用環境が不透明であること。
- ・ 企業年金制度の規模の増大と成熟度の高まりの中で資産運用リスクの顕在化の財政に与える影響

が掛金拋出の対応の範囲を超えていること。結果、従来からの基本的な対応であった「積立不足の発生→積立不足の解消」という後追いの対応が現実的に困難になっていること。

- ・ 運用環境低迷と企業収益低迷は重なることがあり、そうした時期には追加の掛金拋出が企業にとって困難であること。結果、掛金引上緩和措置を出さざるを得なかったこと。
- ・ 積立不足を事前に回避するための掛金設定や弾力償却が十分に活用されてなかったこと。
- ・ 法改正により、存続基準という高いハードルが課され、掛金引上げリスクが増大していること。

(アイデア)

- ・ より保守的な基礎率による掛金設定を求めることで積立不足発生を抑制する。
- ・ 資産運用に係るリスクを定量化し財政運営上の積立目標に反映する仕組みを設定し、リスクが顕在化した場合でも積立不足に陥ることを抑制する。
- ・ 財政シミュレーションを行わせると共に次回再計算までに発生する積立不足や予算上の積立不足を解消する特例掛金の設定を厳格化することで、積立不足発生を抑制する。
- ・ 上記による掛金を基準としつつ、実際の掛金拋出額は一定の幅を持たせることにより掛金拋出能力に応じた弾力的な拋出を行うことができるようにする。(弾力的な拋出には、期中に生じた余裕資金などを通常の掛金とは別に即時に拋出できる仕組みを含める。)

これらのアイデアの一部は、先般開催された企業年金部会で検討されている。企業年金部会で提唱されたリスク対応掛金はこの資産運用に係るリスクを定量化し財政運営上の積立目標に反映するものであり、厚生年金基金制度においても同様の措置が取られることを強く望むものである。

なお、これらの対応を行うことで企業年金制度を提供する企業に掛金の引上げを求めることとなるため、企業が掛金を拋出し易い仕組みを構築することも必要である。そのことから、税制上の課題のある内容にも踏み込んで議論すべきである。

現在の企業年金制度が将来にわたり安定的な財政運営を行うには、多少の損失発生に耐えうる財政状況を常に保つことが必要だという認識を浸透させる必要があると考える。その財政状態の目標や実際の掛金設定の際には、年金アクチュアリーのアドバイスや意見がより重要性を帯びてくるであろう。これまでの考え方から脱却し、財政運営基準をより新しいものにすると同時に財政運営の考え方もより進歩させていく必要があると思料する。